

草津市指定管理者選定委員会議事概要

| | | | |
|---|---|------|------------------------|
| 開催年月日 | 平成28年10月18日(火) | 開催時間 | 午後1時30分から 午後5時30分まで |
| 出席者 | 委員7名、施設担当課職員3～6名、事務局4名 各申請団体(各まちづくり協議会除く) | | |
| 傍聴者 | 3人 | | |
| 付議事項 | <p>指定管理者の候補者の選定に係る意見を求めることについて</p> <p>① 草津市立地域まちづくりセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・草津市立志津まちづくりセンター ・草津市立志津南まちづくりセンター ・草津市立草津まちづくりセンター ・草津市立大路まちづくりセンター ・草津市立渋川まちづくりセンター ・草津市立矢倉まちづくりセンター ・草津市立老上まちづくりセンター ・草津市立老上西まちづくりセンター ・草津市立玉川まちづくりセンター ・草津市立山田まちづくりセンター ・草津市立笠縫まちづくりセンター ・草津市立笠縫東まちづくりセンター <p>② 草津川跡地公園(区間2)および草津川跡地公園(区間5)</p> <p>③ 草津市立市民交流プラザ</p> | | |
| =議事次第= | | | |
| 1 開会 | | | |
| 2 「草津市立地域まちづくりセンター」の指定管理者の候補者の選定 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・施設概要等説明、質疑応答・ ・審査・採決(非公開) | | | |
| 3 「草津川跡地公園(区間2および区間5)」の指定管理者の候補者の選定 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・施設概要等説明、質疑応答 ・審査・採決(非公開) | | | |
| 4 「草津市立市民交流プラザ」の指定管理者の候補者の選定 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・施設概要等説明、質疑応答 ・審査・採決(非公開) | | | |
| 5 事務連絡等 | | | |
| 6 閉会 | | | |

- ◆平成29年度から新たに設置する「草津市立地域まちづくりセンター」、「草津川跡地公園（区間2）」および草津川跡地公園（区間5）」および「草津市立市民交流プラザ」について、指定管理者として申請した者（以下「申請者」という。）が、それぞれの施設において適切な申請者（以下「候補者」という。）かどうか審議を行った。

Ⅰ 「草津市立地域まちづくりセンター」について

1 担当課説明

（1）施設の概要等

地域まちづくりセンターは、現在、市内全14の小学校区にそれぞれ一箇所ずつある公民館・市民センターを平成29年3月末に廃止し、新たに平成29年4月から新設する。平成29年度から指定管理者制度の導入に関わらず、全14施設が一斉に、地域まちづくりセンターとなる。

地域まちづくりセンターの設置目的は、まちづくり協議会を主体とした協働のまちづくりを推進し、地域の活性化に寄与するためであり、センターの所在地については、現在の公民館・市民センターの所在地が、そのまま地域まちづくりセンターの場所となる。

これまでの公民館・市民センターは、施設の運営をすべて市直営で行っていたが、地域まちづくりセンターは指定管理者による管理ができる。14のセンターのうち、南笠東まちづくりセンターと常盤まちづくりセンターを除く12のセンターにおいて、指定管理の申請があった。

（2）募集概要等

募集方法は非公募により各学区に設立されている「まちづくり協議会」を候補者として選定、指定期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間。

非公募理由は、まちづくり協議会を協働のまちづくり条例に基づき、「区域を代表する総合的な自治組織」として市がその公益性を認定しており、さらに、草津市立地域まちづくりセンター条例において、地域まちづくりセンターを活用して、まちづくり協議会を主体とした協働のまちづくりを推進することを定めているため。学区単位での住民主体のまちづくりを進めていくためには、まちづくり協議会を中心として進めていくことが合理的であり、地域まちづくりセンターを、地域の住民により使いやすい施設としていくためには、地域のことをよく知る住民の協議体が最も適切だと判断したから。

（3）採決方法

候補者として選定するかどうか出席委員の多数決により採決

2 質疑応答

<委員（以下「委」という。）>：申請されていない2地区があるが、どういう理由か。

<まちづくり協働課（以下「協」という。）>：まず常盤学区については、来年度に施設の建て替え工事があり、新しい施設でもって指定管理を受けたいという地域の要望があったからである。次に南笠東学区については、地域としては前向きではあるが、平成25年度から地域雇用を始めたばかりであり、体制が整った上で

指定管理を受けたいという要望があったから。

<委>：指定管理料を実績により決定しているが、コスト削減効果はないということか。

<協>：現在、市民センターは基本的に6名体制で運営しており、その内訳は市職員3名、まちづくり協議会の直接雇用と地域雇用から3名となっている。指定管理を導入することに伴い、現在配置されている市の職員を引き上げることとなり、人件費としては減額され、施設の運営に係るコストダウンが見込める。

<委>：市職員の配置がなくなる分人件費が浮くということだが、指定管理料に人件費を含めて計算しているということか。

<協>：人件費も含めて計算している。市と中間支援組織の支援の部分の金額が確定していないが、一館あたりおよそ200万から300万円のコストダウンになると見込んでいる。

<委>：中間支援組織とは何か。

<協>：中間支援組織は協働のまちづくり条例において、市民と市をつなぐ重要な組織と位置付けている。地域まちづくりセンターの運営については、公益財団法人コミュニティ事業団を中心に支援していただくことを予定しており、労務、税務、総務のこの3点で支援をしていただく予定をしている。具体的には、今回この指定管理を受けるに当たり複式簿記の導入と、雇用管理等事務が複雑になるので、システムを導入しながら社労士と税理士の支援も加えながら支援していただく。

<委>：職員は指定管理者である各まちづくり協議会が雇用するのか。また、給与体系はどうなっているのか。

<協>：職員は各まちづくり協議会が雇用する。給与については、勤務時間の違い、またセンター長については、一定の責任を担うので、一般の職員と比べ高い給与設定を想定している。

<委>：職員は各まちづくり協議会が雇用するとのことだが、給与体系は各センター間で均一化されるのか。

<協>：現在も市民センターに専属のまちづくり協議会職員が勤務しており、市の嘱託職員の給与体系を基準に合わせて委託料を算出している。今回の指定管理についても、それぞれのまちづくり協議会は会長が雇用主となっており、その給料体系については、一斉にスタートを切るということもあり、草津市が示す嘱託職員の給与水準に合わせて算出している。

<委>：平成29年度からは、利用の仕方について、これまでとどのような点が変わるのか。

<協>：今までの貸館は、公民館という位置付けであったので、社会教育法の縛りがあり、原則としてその社会教育のためにしか使えなかった。今回、その社会教育の縛りを外し、広く公の施設として使えるようにしたところが大きな変更点。想定しているのは、コミュニティビジネスの展開等。また、今日、見守り活動、コミュニティカフェ等、実費程度の金銭のやりとりをすることで地域の福祉を様々な人が担い手になりながら広げていく取り組みが求められている。草津市でもそういった拠点として学区の見守り活動、福祉活動の拠点として展開いただくことを想定している。

<委>：サービスについてはどうか。

<協>：従来、社会教育という形で公民館講座があったが、それについては、踏襲されるところがほとんどで、その上で、新たに生涯学習としてもう少し広い視野を持って、個人の学びで終わるのではなくて、その学んだことを地域に還元していただけるよう工夫をし、講座展開していただく形を考えているので、社会教育を踏襲しつつさらに発展的な講座なり、イベントなりを考えていただく仕様になっている。

<委>：各センター間の連携の仕組み等はあるのか。また、市はどのような形で関わっていくのか。

<協>：まちづくり協議会の会長の連絡協議会もあり、また、必要に応じて事務局長会議なり、センター長会議なりを開催し、情報の共有を図って連携できることを想定している。また、市の職員を全て引き上げることから、やはり地域としては、これまでの行政とのパイプをなくしてしまうという懸念もある。これについては、まちづくり協働課内に4名の職員を配置し、担当区域を割り振り、それぞれの地域に出向き、サポートを行う等、行政の情報を提供していくことを想定している。

<委>：支出項目については、従来とあまり変わらないが、額については平均値をもって算出しているのか。

<協>：平成25年度からの3年の平均値。

<委>：平成29年4月以降の諸証明の証明はどうか。

<協>：諸証明の発行については、マイナンバー制度によりコンビニで発行できるので、従来市民センターにおける諸証明の発行については、地域まちづくりセンターでは行わないことになる。

<委>：市内のコンビニの全てか。

<協>：市内に限らず全国で発行できる。コンビニは曜日関係なしに発行でき、発行できる時間は朝6時半から夜11時まで発行できるので、利便性もその分高まる。

<委>：マイナンバーカードの発行数の状況はどうか。また、高齢者の方等が不便を感じるようなことはないのか。

<協>：草津市の発行状況は、13万余りの住民に対し、およそ1割が現時点で発行できている。割合は少ないが、発行数は県下で最も多いと聞き及んでいる。また、高齢者の方が不便という点については、まず高齢者が一番困られるのは、そもそもその発行諸証明に際し、どういうものが必要になるかがわからないことが多い。そういうお問い合わせがあれば、どういった書類が必要なのか、また、場合によってはそこで郵便申請の案内もさせていただくという対応をまちづくり協議会に委託することを予定している。

<委>：雇用については、地域で雇用が創出されるのは良いことだが、各まちづくり協議会で契約期間の取扱いが異なっている。公金の取扱いを行うということで、同じ職員が長期で管理することはいろいろ問題が発生する可能性があるのではないか。

<協>：雇用条件については、各まちづくり協議会で統一したいと考えていたが、労働関係法令等の縛りもあり、まちづくり協議会連合会でもう一度意見等を聞き、

検討していきたいと考えている。

<委>：コミュニティビジネスの拠点という話があったが、センターによっては特に計画の中に入っていないところも見受けられるが、とりあえず最初なので現状を維持し、今後、市とか中間支援組織が関わっていく中で、中身を充実させていくということか。

<協>：コミュニティビジネスについては、12学区とも慎重に考えており、まず1年目は、市の公民館事業を継続させることに念頭に置いており、2年目、3年目でコミュニティビジネスを展開していければと考えているところが多いと聞いている。ただ、志津南については、申請書に提案事業計画として、こちらにシニア食堂、こども食堂を展開するとあり、これがコミュニティビジネスの事例と言える。

<委>：提案事業計画を出して、万が一失敗すると、評価については厳しくなるということか。

<協>：市において、統一の評価書があるが、やはり採点の要素として入ってくるし、年度途中にも行政のパイプ役として職員を置くということで、事業展開できないというのが早目にわかった段階で何とかできるよう、相談に応じながら対応したいと考えている。

3 採決

審議後、出席委員全員の賛成が得られ、指定管理者として下表のとおり候補者とすることが適当であるとの結論に至った。

| 公の施設の名称 | 指定管理者の候補者の名称 |
|------------------|------------------|
| 草津市立志津まちづくりセンター | 志津まちづくり協議会 |
| 草津市立志津南まちづくりセンター | 志津南学区まちづくり協議会 |
| 草津市立草津まちづくりセンター | 草津学区ひと・まちいきいき協議会 |
| 草津市立大路まちづくりセンター | 大路区まちづくり協議会 |
| 草津市立渋川まちづくりセンター | 渋川学区まちづくり協議会 |
| 草津市立矢倉まちづくりセンター | 矢倉学区未来のまち協議会 |
| 草津市立老上まちづくりセンター | 老上学区まちづくり協議会 |
| 草津市立老上西まちづくりセンター | 老上西学区まちづくり協議会 |
| 草津市立玉川まちづくりセンター | 玉川学区まちづくり協議会 |
| 草津市立山田まちづくりセンター | 山田学区まちづくり協議会 |
| 草津市立笠縫まちづくりセンター | 笠縫学区まちづくり協議会 |
| 草津市立笠縫東まちづくりセンター | 笠縫東学区まちづくり協議会 |

II 「草津川跡地公園(区間2)および草津川跡地公園(区間5)」

1 担当課説明

(1) 施設の概要等

草津川跡地は、宿場町や天井川の面影をとどめる歴史・文化的な環境を残しつつ、様々な都市機能をつなぎ、交流や活力を育む、都市のコミュニティ空間としての資質にも非常に恵まれており、他の都市にはない、草津市ならではの優れたまちづくり資源である。

草津川跡地が持つ特性を最大限に活用し、草津市が目指す将来像の実現のためには、都市の価値を高める質の高い緑地空間として草津川跡地を整備すると共に、中心市街地や周辺都市施設と連携することで、人々の交流や多様な文化・コミュニケーション活動が活性化され、「人々の心を強くひきつけ、末永く愛されるにぎわいのステージとする」ことを目指し、整備を進めている。

そして、この度、優先整備区間として他の区間に先行して、整備を行ってきた区間2と区間5が、平成29年4月1日に都市公園の設置を公告することとなり、供用が開始する。

(2) 募集概要等

募集方法は公募によるもので、指定期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間。

(3) 募集結果

申請者 1団体

(4) 採決方法

候補者として選定するかどうか出席委員の多数決により採決

2 質疑応答

<委>：草津川跡地の全体像について説明を。

<草津川跡地整備課（以下（草）という。）>：最も東側がJR東海道新幹線、西側が琵琶湖になっており、新幹線から国道1号までが区間6で、国道1号からJR琵琶湖線までが区間5となる。JR琵琶湖線から大津湖南幹線までが区間4。大津湖南幹線から浜街道までが区間3で、浜街道からメロン街道までが区間2。メロン街道から西側が区間1だが、区間1については、県有地のままなので、今回草津市が整備する区間には入っていない。

<委>：今回、区間2と区間5だけが先行して整備しているというのは。

<草>：区間5について、防災の観点から国道1号が第1次緊急輸送道路に国が指定しており、県道の湖周道路については、県が指定する第2次緊急輸送道路になっている。その間において、区間2および区間5については、車が通ることができないので、緊急輸送道路の連続性を確保するという意味でも区間2と区間5を優先整備区間として決定し、整備をしている。

<委>：公園の両側に道ができるのか。

<草>：区間2の整備内容については、右岸のところに車道としては7メートル。自歩道が4.5メートルということで右岸側のところに新しい道をつける。

<委>：区間5は。

<草>：区間の5については、中央部に7メートルの園路ということで平常時につ

いては、にぎわいを生むための公園の中の園路という形で使用し、緊急時には、防災軸である国道1号と湖周道路つなぐための緊急輸送路として、中央園路の7メートルの道を使用することで、当然車道と同じような形態の重さに耐えられるように整備する。

<委>：都市公園の指定を受けるのか。

<草>：都市公園の指定は、予定区域決定を昨年にしており、平成29年4月1日に都市公園として供用開始することについての公告をする。

<委>：こんな細長い公園というのは全国的に珍しいのか。

<草>：河川跡を公園にしているのは、県内ではびわこ地球市民の森のような例があるが、草津川のように駅近くで、中心市街地、市の中央を走っているような天井川で、河川跡みたいなところを公園にしている事例は全国的にも数少ない。

<委>：現在ある堤防はどうするのか。

<草>：区間5については、歴史的な空間を残していくということで堤防を残す。

<委>：道をそこに作りながらということか。

<草>：はい、元々左岸も右岸も堤防のところに自転車歩行者道や歩行者道路があった。それは、一定残す。少し広げるために削っているが、それを中に入れて堤防は残した形で整備をする。ただ、区間2については、堤防は残さず、広く使えるような形で整備する。

<委>：草津の天井川のような場所、桜についても結構有名なところだが、ここで整備されたとなれば、すぐに口コミで観光客も来ると思うが、観光客を意識した対応は何かしているか。

<草>：観光客も含め、この公園については、中心市街地に位置していることから、にぎわいが重要であり、指定管理者に対してもにぎわいづくりを行うことを仕様うたっている。それ以外にも、例えばテナントミックス事業の中でお店を開いたり、にぎわいをつくるために、管理運営会議を組織づくり、その組織の中に、市民活動部会や事業者部会のような、実際に動く形をつくっていききたい。ターゲットとしては、市内の方はもちろん、当然県内の方、市外の方というのも想定している。

<委>：昔から桜の木が堤防にあって、今でも残っているが、ああいうものは全部伐採するのか。申請者に任すのか。

<草>：整備自体は市が行い、全ての桜の木について、樹木医に検査していただき、病気にかかっている木は伐採し、階段等の建設に当たって工事に支障があるものについても伐採している。それ以外についてはできる限り残し、桜を継承していくということを計画している。

<委>：草津川跡地は、ずっと公園なのか。将来的に他の使い道の可能性があるのか。

<草>：基本構想、基本計画の中で琵琶湖から市街地まで緑軸という位置づけの中で、その区間ごとに特性を持つ公園、緑という意味ではつなげていきたい

◆申請者（草津川跡地公園パートナーズ（以下「申」という。））によるプレゼンテーション：略

<委>：敷地内に設置許可を受けているというのは、ここで店をやるとか、何か建

物を建てるという意味か。

<申>：地元の皆さんが集まる体験型観光農園の簡単なカフェのようなものを想定している。

<委>：申請書に記載のある移動販売車は、何を売なのか。

<申>：花、苗木とかそういったものをそろえたい。

<委>：植物展示という記載もあるが、これは展示物をその場で販売するのか。

<申>：はい、ミナミフラワーガーデンのような独自事業を考えている。

<委>：収入の項目にイベント手数料があるが、どのようなものか。

<申>：区間5で検討しており、お客様が結構、利用されやすい場所なので、ちょっとしたワーキング、300円とか500円、材料代を受益者負担という意味でやっていただき、誘客の一部、土日に来たら体験型で、簡単に言えば、15分から20分ぐらいで、例えば折り紙とか折って、持って帰ってもらう、植物の、観葉植物みたいな小さなものを植えて、ちょっと飾って帰ってもらう、そういう細かなイベントのサービスを予定している。

<委>：この施設は基本的には許可使用料とかは関係ないかと。したがって記載のある自主事業収入というのは、今言われたような、これで年間500万ぐらいというのは、売り上げが見込めるといのは一般的な数字なのか。どこの公園でもこれぐらいの額は売り上げが見込めるといことか。

<申>：はい、やはり区間5は特にしっかりとお客様が来られるような形になれば、自販機の数にもよるが、区間2と区間5に分けて自販機収入が半分以上を占め、今までの経験からそのくらいを見込んでいます。

<委>：広報利用促進のところに、県外のグループ会社と連携を図って本公園のチラシ等を置くということで、市民の憩いの場だけではなくて、観光とか旅行の方も訪れるようなことを意識されて運用されるということか。

<申>：はい、この天井川というのは非常に、個性ある資源だと認識しており、市民の憩いの場、公園、緑地、都市公園という意味合いも持っており、観光の資源として集客力がある場所にしていきたい。

<委>：植樹を、何を植えるかによると思うが、日本の場合は春夏秋冬、それぞれの趣があっている。秋だったら紅葉だろうし、春だったら桜とか、シーズンの花とか、見ごろとかあるだろうが、そういう集客するような木を特に対象とする目的なのか、あるいは一般的にある憩いの場として考えているのか。

<申>：指定管理の場合には、整備されたところの管理をさせていただくので、まずそこにある樹木をいかにして生かしていくかということがある。加えて、魅力づけということで、草花などの根付けを市民参加型でやっていることが多いが、このような形で見どころを増やしていくというような活動を行っている。

<委>：世界に発信できるガーデンミュージアムという記載があるが、世界に発信するというのは具体的にどういうことを考えているのか。

<申>：草津川跡地利用基本計画の中で明確にそういう言葉が出ており、指定管理者として仕事をさせていただくのであれば、それも実現していかなければならない。具体的な世界に発信する手法は示されていないが、近年、外国人観光客が非常に多く、そういったところで広報等を活用しながら、海外にも発信していけるような、そういう情報発信を今後していこうと考えている。

- <委>：情報発信、ホームページやフェイスブックページをつくるということの記載はあったと思うが、例えば英語で作るということか。
- <申>：もちろん、そういった取り組みをしていきたい。
- <委>：構成団体の一つは、みずの森の運営もされているが、同じようにそのときも世界に発信するというようなことを言われたが、みずの森と同じようなルートで、相乗効果というか、みずの森もやる、これも一緒に乗せるような同じようなステージで乗せていくということか。
- <申>：草津川跡地公園独自の広報も、もちろん検討はするが、共同体の説明の中で西武グループということで、近江鉄道というグループ企業があり、その広報とも協力関係は持てる。みずの森は今、そういう形で一緒にやっているが、それと一緒にやると効率的な効果ができるので、独自のものと、連携していくことも考えている。
- <委>：3年間の収支見込書をつけているが、自主事業収入額が区画2と区間5で、3年間で内訳が違うのはどういうところか。
- <申>：特に1年目は新しい施設でもあり、初期投資等がやはりかかるという見込みをしており、事業の内訳が異なり、あと2年目、3年目になると、ある程度周知されることによって、収入も増えることを加味して算出している。
- <委>：区間5は比較的集客がしやすい位置と思うが、区間2は町中から外れているので、なかなか集客するのが難しい。その点に関して特に集客のために考えていることはあるのか。
- <申>：区間2だけですか、現段階では決まっていない。ただ魅力的なイベントや人気のあるプログラムとかをやっていくうちに見えてくるので、それを区間2で応用して集客を確保することは、可能性としては考えられる。もう一つは、琵琶湖の入り口になるので、ピワイチや散歩とかマラソン等の運動とか健康というところを支援していくことが区間2の特徴になると思います。そういったところで集客をしていきたい。
- <委>：人員体制はどうなるのか。
- <申>：区間2および区間5合わせて、所長が一人、所長の他に常勤職員としては4名、パート職員が10名で考えている。
- <委>：長浜の場合、市と地元の商店街とが一体となって、あれだけの集客力があると思う。草津は、商店街と連携といったものは考えているのか。
- <申>：もちろん商店街、地域と連携というのは指定管理者の重要な業務だと考えており、商工会、商店街といったところとうまく連携していきたい。具体的には、多様な主体の活動の支援に取り組むということ。その多様な主体の活動支援内容として、中心市街地、各施設との連携、支援ということで、周辺商店街、草津商工会議所等の周辺施設と連携を図り、回遊性を向上させるから、この草津川跡地ににぎわいを、今度はその中心市街地へ持ってくるような、そういうイベント等を通じて人の流れをつくっていく、そういう取り組みをやっていきたい。
- <委>：人件費の中に職員以外にいろいろ講師や樹医等を依頼すると思うが、これも含めての金額か。
- <申>：樹木医については、直接雇用している者も数人いる。
- <委>：職員の人件費に含めているのか。

- <申>：指定管理事業の人件費には含めていない。
- <委>：イベントで講師を呼んで研修とかの人件費は。
- <申>：広告費に当たっている。

3 結論

審議後、出席委員全員の賛成が得られ、指定管理者として「草津川跡地公園パートナーズ」を候補者とすることが適当であるとの結論に至った。

Ⅲ 「市民交流プラザ」

1 担当課説明

(1) 施設の概要等

所在地は草津市野路一丁目15番5号、フェリエ南草津5階・6階、規模は敷地面積が3,674.96㎡、延床面積は5階専用部1,603.31㎡、6階専用部328.57㎡の鉄骨造。

施設の内容については、貸館施設として大会議室、中会議室、小会議室1から6、創作室、音楽室、和室、調理実習室、軽運動室1・2を備える。

小会議室4につきましては、10月1日からアーバンデザインセンターびわこ・くさつ(UDC)として使用されるため当分の間、貸館施設としての運用を停止している。

開館時間については、午前9時から午後9時まで、休館日につきましては、毎週月曜日、祝日、年末年始となる。

(2) 募集概要等

募集方法は公募によるもので、指定期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間。

(3) 募集結果

申請者 1団体

(4) 採決方法

候補者として選定するかどうか出席委員の多数決により採決

2 質疑応答

<委>：市民交流プラザと同じフロアにある図書館やロビーは指定管理の対象外か。

<市民交流プラザ(以下「プ」という。) >：図書館は対象外だが、ロビーは対象である。

<委>：多目的ホールは、どのような利用があるのか。利用があれば市の収入になるのか。

<プ>：多目的ホールは、例えば、パネル展示や図書館利用者に司書が説明したりする場所としての使用がある。多目的ホール自体の利用は無料である。

<委>：収入として使用料が入ってくるのは小会議室や中会議室、和室などか。

<プ>：はい。

<委>：施設利用の申込のとき、事務所まで行かないといけないのが変わらないようだが、どういう理由か。不便だと思う。利用率を上げようとしたら、簡単に受付ができたほうがいいと思う。

<プ>：受付は、御面倒でも事務所に来ていただき、事前にお金をいただいて完了という事務の流れである。電話予約ではトラブルになることがあるので、今後考えなければならない問題ではある。

<委>：どのようなトラブルがあるのか。受け付けしたが、来られないとかか。

<プ>：はい、インターネットや電話の場合は実際に来られなかったり、連絡した・していないといったことが考えられる。

<委>：自動販売機の管理も任せるのか。

<プ>：はい。

<委>：部屋貸しの稼働率はどれぐらいか。

<プ>：募集要項に実績を掲載している。

<委>：公募で1者の応募か。

<プ>：現地説明会には5者が来られ、その中の2者がジョイントで応募された。

<委>：図書館と空調・光熱は分けられるのか。

<プ>：図書館の閲覧室は専用のカウンターがあって分けられ、事務室は共用になっているが、面積按分で費用を負担している。

<委>：市民より企業が研修などでよく利用している感じがあるが、比率はどうか。

<プ>：大きい会議室は企業の研修などが多いが、小会議室や中会議室は地元のサークル活動などが多い。

<委>：市自体が使用することはあるのか。

<プ>：非常に多い。市が使用する場合は減免規定で100%使用料免除となる。

◆申請者（ビバ・ビューテックグループ（以下「申」という。））によるプレゼンテーション：略

<委>：ISO9001に準じてやるということは、設備のメンテナンス、機械も含めて再委託するのではなくて、全部自前でできるということか。

<申>：現行のノウハウ等がまだ構築できていないので、現行の作業をされている会社からノウハウを継承して、その後直営という方向で考えている。

<委>：資料に記載のある外部受託について、代表団体であるビバが軽運動室を管理しているとあるが、現在、既に軽運動室の管理をしているのか。

<申>：はい。

<委>：市が委託して委託料を支払っているのか。

<プ>：はい。事務所が5階で、軽運動室が6階にあるので、申請者に委託することで効率化を図っており、委託料を支払っている。

<委>：指定管理の中に、この軽運動室の管理委託費は含まれているのではないかと。管理委託費は発生しませんと書いてあったが。

<プ>：はい、指定管理料積算の際、管理委託費は含めて計算していますが、来年度から委託契約を結びませんので指定管理料として支払います。

<委>：軽運動室は個別貸しか。稼働率は高いのか。

<プ>：団体貸し、一室貸しである。稼働率は80%を超えている。

<委>：申請者さんからすると軽運動室で相乗効果は考えられるのか。

<申>：はい、空いていれば新たなプログラム、今までなかったような内容のもの

を提供できる。

<委>：この2社で共同体として指定管理など活動されたことはあるのか。

<申>：ない。今回、それぞれの強みを活かして施設の指定管理に力を入れていきたいということで提案した。

3 結論

審議後、出席委員全員の賛成が得られ、指定管理者として「ビバ・ビューティックグループ」を候補者とすることが適当であるとの結論に至った。